

京都市上下水道局告示第37号

京都市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定に基づき、次の者を京都市指定給水装置工事事業者として指定し、同規程第10条第1号の規定に基づき告示します。

平成17年1月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市山科区大宅細田町98番地7

関西テクノ

高橋 住江

京都市八幡市戸津正ノ竹23番地

叶機械設備工業

叶 美和子

京都府宇治市槇島町吹前107番地55

株式会社アクト

代表取締役 井場 廣文

(上下水道局水道部給水課)